

成年後見制度利用促進専門家会議  
第7回地域連携ネットワーク  
ワーキング・グループ議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門家会議  
第7回地域連携ネットワークワーキング・グループ  
議事次第

日 時：令和3年5月26日（水）14:00～16:00

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

①有識者等による報告「多様な主体の参画②<民間団体・企業等>」

②意見交換

3. 閉会

○上山主査 定刻となりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議第7回「地域連携ネットワークワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

このワーキング・グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。

また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

まず、本日の委員の皆様の出席状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 厚生労働省成年後見制度利用促進室長の松崎です。本日もよろしく申し上げます。それでは、出席者の確認をします。

こちらの参考資料のとおりのお出席者、代理出席、オブザーバー出席、関係省庁関係者の出席となっております。なお、永田委員は遅れて出席ということで御連絡をいただいております。

続きまして、ウェブ会議における発言方法を確認します。発言される場合は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用ください。発言者は、主査から指名しますので、指名に基づき御発言をお願いします。

「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の意思が会場に伝わっていないと思われる場合は、ウェブ会議システムの「チャット」機能等で会場に意思をお伝えいただくことも可能です。ただし、原則としては、Zoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いします。

なお、チャット機能等で記入いただいた内容は、ウェブの画面及び配信動画においても表示されます。この点、御承知おきください。よろしく申し上げます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、議題1「有識者等による報告」に入ります。本日は、「多様な主体の参画②<民間団体・企業等>」をテーマとしています。

その趣旨は、前回、前々回のワーキング・グループのテーマと共通しますが、今後、成年後見制度の利用者となり得る認知症高齢者等の増加が見込まれることから、様々な立場の方にも広く参加していただき、地域連携ネットワークを強化・充実していく必要があると考えられるためです。

それでは、3件の報告と質疑応答をして、その後に全体を通しての意見交換を行います。議題に入る前に、事務局から本日のワーキング・グループに関連する基本計画等の資料などの説明をお願いいたします。

○ 成年後見制度利用促進室長 それでは、関係する資料の説明に入ります。「新たな支え合いの検討と多様な主体の参画」ということで、今回は「多様な主体の参画」ということがテーマになっています。

基本的なデータを確認していきます。まず、人口減少社会にあるというのが全体の国のトレンドとなっています。そういった中で、今回の計画は5年計画ということになり、2025年をまたぎ団塊の世代が後期高齢者になるといった状況です。

世帯構成の推移と見通しについて見ると、単身世帯が増加しているという傾向があり、65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移を見ると、単独世帯、夫婦のみの世帯というのが割合として増加傾向にあります。

こちらは、成年後見の支え手ということで、水色が親族後見人、オレンジ色が第三者後見人ということで、親族以外の支え手ということでありまして、内訳は表のとおりです。

こういった権利擁護支援のニーズの増加が見込まれる中で、地域全体でどのように支える仕組みを構築していくかということが論点になりまして、新たな支え合いであったり、今回のテーマである多様な主体の参画ということが論点になってくるということです。

併せて、関連する資料としてこちらを御覧いただければと思いますが、担い手・ネットワークの拡大について委員の皆様から意見をいただいたものを抜粋したものです。少し見てまいりますと、担い手・ネットワークの在り方の検討に関する意見ということで、法人後見、市民後見、専門職それぞれの担い手の在り方をしっかりと議論する必要があるという話がありました。

権利擁護の支援が必要な方が地域で本人なりの豊かな暮らしを送るためには何が必要で、そのために誰とつながり、どんな仕組みがあればよいかということを中心に考えることが重要という話がありました。

併せて、市民による支え合いに関する意見ということで、市民が市民を支えていく仕組みを充実していくことが重要といった意見がありました。

成年後見利用促進基本計画は、必要な方はきちっと成年後見による支援を進めていくということを狙いとしています。そういった中においてという前提の下に次のような意見がございました。認知症の本人・家族介護に特化するならば、高額な財産・資産などを保有しているのではなく、ごく一般的な生活水準の暮らしにおいて、金融機関等の柔軟な対応が可能であれば、あえて成年後見制度を利用しなくても済む場合もあるという御意見もありました。

次に、任意後見の話も今回出てきます。任意後見制度の概要ということで、御本人と任意後見受任者、公証人が関与した形で法務局なりに登記されて、支援が始まっていく仕組みということです。

任意後見に関する意見も幾つかございましたので、簡単に見ていきましょう。2ポツ目「任意後見は、契約手続自体や後見事務・監督事務の負担が重い」と認識している制度利用者が少なくないことも読み取れ、そのことが、任意後見制度は「使い勝手がよくない」

「報酬負担が重い」といったマイナスの受け止め方にもつながり、潜在的に制度の利用を必要としている人たちが制度の利用を敬遠する要因になってしまっているように思われる。

次です。意思決定支援の充実を柱に、日常生活自立支援事業の活用、任意後見制度等の活用、身元保証事業に代わる地域や医療・福祉機関によるおひとりさま支援の取組など、法定成年後見制度の利用だけではない、ニーズに応じた多様な支援の取組が求められる。

公証役場の関係も意見がございました。任意後見契約の締結に当たって避けて通ることのできない公証人役場の存在が、現状では必ずしも権利擁護支援の地域連携ネットワークの中に適切に位置づけられていないように思われることが気がかりである。公証人役場が、ネットワーク及び中核機関にとっての身近な提携先として位置づけられ、任意後見契約締結前に、中核機関、公証人役場等において任意後見制度の適切な利用に向けた周知活動、ガイダンス等が必ず行われる仕組みが各地域において整備されていけば、おのずと任意後見制度のよりよい活用方法が広がることも期待できるのではないかと。こういった意見がございました。

もう一つ共有いたしますのが基本計画の関係です。御覧いただいているのが基本計画ということです。関連する部分をレビューしてまいりましょう。4ページに「地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていく必要がある」という記述がございました。

最後になります。「地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげる」と。こういった記述があります。

事務局から関連する資料、基本計画の関連箇所の説明は終わりにしたいと思います。本日も積極的な議論をよろしくお願いいたします。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、有識者の方の報告に移ります。まずは伊那公証役場、田畑氏からお願いいたします。

○田畑参考人 ただいま御紹介いただきました伊那公証役場公証人の田畑でございます。どうかよろしくお願いいたします。本日は発表の機会を設けていただきましてありがとうございます。

それでは、公証役場における私が取り組んでいる広報・啓発等につきまして御説明をさせていただきます。

それに先立ちまして、公証役場とは一体どういうところなのかということをお尋ねしな

い方がいらっしゃるといけませんので、少しだけ御説明をさせていただきたいと思います。公証人は、遺言、建物等の賃貸借、離婚の慰謝料、養育費、任意後見、金銭消費貸借等の公正証書の作成、あるいは会社の定款、私文書の認証、外国向けの私文書の認証、確定日付、執行文付与等の職務を行う法務局に所属する公の役場ということでございます。

長野県内では7か所の公証役場がございまして、9人の公証人が勤務しております。また、伊那の公証役場は一人役場でございまして、今年の5月6日に伊那市福祉課、伊那の社会福祉協議会と同じ建物に移転をして、まだ時間がたっていないという状況でございます。

次をお願いします。公証人というのはどういうものなのかということを知らない方が多いので、お話をさせていただきます。長年、裁判官、検察官、法務局長などの職にあった法律専門家の中から法務大臣が任命いたします。現在、全国では300か所の公証役場がございまして、約500人の公証人が執務してございます。

次をお願いします。公正証書とはということでございます。公証人のつくる文書のことを「公正証書」と言うわけでございますが、依頼者、囑託人から御依頼を受けた公証人が、様々な法律、その他法令に基づいて作成する公文書ということでございます。

また、依頼者が約束した契約、遺言等、公正証書にしてほしい事柄を公証人に説明をして、公正証書の作成を依頼して、公証人が、その内容を法律上適法であるかどうかについて確認をし、明確にした上で文書を作成いたします。当事者や遺言者等がその文書に署名押印をし、さらに公証人が最後に署名押印をし、公文書として作成されるわけでございます。

公正証書は、国の機関である公証人が作成するという公文書であるため、裁判とかその他の面で極めて強力な証拠力を持つことから、安心してできる文書ということでございます。公正証書の原本は、公証役場に長く保存されます。したがって、紛失あるいは改ざんといった心配はございません。また、本日議題となっております任意後見契約というものは、法律上、公正証書で行うとされてございます。

次をお願いいたします。本題でございますが、任意後見制度の広報・啓発活動に取り組むようになったきっかけでございます。私は伊那公証役場に平成27年に着任をいたしております。たまたま伊那地域の地元出身ということでございますので、多少は地元のことに理解があるのではないかなと思っております。

業務の内容としまして一番多いのは、やはり遺言公正証書の作成というものが主になってございます。この地域は単独世帯等が非常に多く、また、高齢者だけの世帯も非常に多く見受けられる現状がございまして。

また、「電車」となっておりますが、電車は1本しかないものでございまして、本数は減りましたけれども廃線になっておりませんが、バスの路線が廃止になって、交通手段が自家用車等に限られるという地域の実情がございまして。

また、移動手段がないということで、それぞれ市町村で様々な手配をしていただけるわ

けですが、頼れる親族が身近にいない人も非常に多い。子供さんが都会に出ていて、単独世帯、あるいは寝たきり状態の親御さんを抱えている世帯もございます。こうした中、市町村役場や金融機関等に「直接窓口に来てほしい。本人でなければ手続きできませんよ」と言われても、なかなか足を運べない方、それから「委任状を持ってきてください」と言っても、一般であれば書けるのでしょうが、中には手が震えて書けない、あるいは手が不自由で委任状すらできないという方も多くいらっしゃいます。その結果、印鑑証明、戸籍謄本を取ることも本人ではできなくなってしまうたり、あるいは銀行の窓口でお金を下ろすことができないという現状もございました。

したがって、これらの状況を理解するに当たって、遺言公正証書の作成、主な仕事もでございます。しかしながら、遺言書も私どもの非常に重要な仕事ではございますが、これらの状況から任意代理契約。主に移行型のお話をさせていただきますが、任意後見制度の利用が、老後を生きていく上で本当に重要であるということと、生活を送る上で本当に重要だということをひしひしと感じている次第でございます。そのような中で、公証人が何かできないか、私自身が何かできないかということを考えてみたときに、やはり任意後見制度を広報・啓発していく必要があるだろうと思って取り組むようにしている状況でございます。

次をお願いします。具体的な広報・啓発活動ということでございます。各種団体のほうから遺言の講演をしていただきたいという問題がございます。しかしながら、死後の話も当然重要でございますが、生きている現在をどのように過ごしていくかということも大変重要だと考えていることから、遺言と任意後見制度の説明をセットにして、たとえ時間が少なくとも必ず遺言と任意後見は触れるというふうにしてございます。

講演回数につきましては、年間13回から多いときには20回くらいに及んでございます。

他の市町村の社会福祉協議会様からの講演の依頼もできる限り受けさせていただいている状況でございます。

これは一つの町でございますが、市町村のほうから職員を対象とした研修会に来ていただきたいということで、勤務時間明けでございますが、全職員を対象とした研修会の講師をさせていただいたこともございます。

また、変わったところでは寺院です。私の菩提寺の御住職さんからの御依頼もございました。寺院、金融機関、人権擁護委員さん、民生委員さん、行政書士の皆様、司法書士の皆様、その他税理士会やロータリークラブ、ライオンズクラブ等においても講演を実施させていただいております。

また、私としては依頼を待つだけではなくて、任意後見制度について知ってもらいたい関係機関、特に金融機関等について広報・啓発の働きかけをさせていただいている状況でございます。

次をお願いいたします。講演を行うときの工夫でございます。任意後見だけを題材とした講演等については、なかなか興味を持っていただけないという現状がございます。その

場合は必ず遺言とセットで説明をするようにしてございます。

また、その講演を行うに当たりましては、資料として法務省の民事局で出している「いざという時のために知って安心 成年後見制度・成年後見登記制度」という資料がございます。2番として「任意後見のすすめ」ということで、私ども日本公証人連合会で作成しております資料を差し上げてございます。3番目は一般社団法人民事法務協会が出している二つ折りくらいの小さな冊子でございますが、非常に簡単に書いてあるものですから比較的分かりやすいということで、「成年後見制度 大切な判断のために」。この3つの資料を基に説明をさせていただいている状況でございます。

次をお願いいたします。講演資料の例ということですが、伊那市社会福祉協議会でフォーラムというものが毎年開催されておまして、この中で、太郎さん、花子さん、今後の終活をどうしたらいいのかということで、エンディングノートをつくって、その中で様々な例を基に説明をしていくということで、非常に興味深い取組を社協さんがなさっておられるので、そこに参加させていただいて、任意後見制度をはじめ、遺言、尊厳死宣言といった部分についての解説もさせていただいているところでございます。

それ以外には、県の団体としまして長野県社会福祉士会の研修会というものを担当させていただいてございます。「任意後見制度と契約締結の実務 伝えたい、実現したい自分の生き方」と題しまして講演をさせていただいてございます。これは県内の関係する団体全てでございますが、対象者が専門職、社会福祉士様ですので、任意後見監督人選任申立ての手続の具体例、具体的手続、それから公正証書の作成の手続についても細かな御説明をさせていただいているところでございます。それ以外に、要望もあることから遺言についての説明も併せて行わせていただいております。

次をお願いいたします。伊那市の社会福祉協議会との関わりの開始ということでございます。私は平成27年に着任以来、28年以降、伊那市の社協でつくっているエンディングノートについて、社協様のほうから法律的な効果をプラスするにはどうしたらいいのか、助言をいただきたいという相談が来たのが関わりでもございますし、もう一点、私は現在社協さんが進めておられます市民後見人、これはいわゆる法人後見生活支援員ということでございますが、その養成講座の講師も担当させていただいております。これも毎年行っておりまして、本年1月に行われておりますが、受講者が20名いらっしゃるということでございます。この2件のものはそれ以降ずっと関わることになってございます。

伊那市の社会福祉協議会で作成のエンディングノートを一番下を書いてございますが、これは非常にいいエンディングノートだと思いますが、ファイル差し替え方式という珍しいやり方をしております。非常に使い勝手のいいものになっていると感じております。

次をお願いいたします。広報・啓発の効果というところに入らせていただきます。任意後見の契約件数は年々増えている状況でございます。一気に増えているわけではございませんが、啓発の効果等が出ているものと考えてございます。就任当初は1桁の契約数でございましたが、現在は年間20件程度の契約件数となっております。

しかし、私の住む上伊那地域というのは人口17万を抱えているところでございますが、それに比して契約件数は、高齢者世帯がある割には比較的少ないのかなという思いがございます。啓発しているけれどもなかなか任意後見の契約に結びつかないという状況でございます。契約については考えているけれどもなかなか踏み切れないと。これは、やはり自分の財産を他人に管理してもらうことへの不安というのものもあるのかなという思いがございます。そういう方が多い。そうすると、本当に困ったとき、あるいは認知症になったときに実際もう間に合わない、契約ができないといった実情があろうかと思えます。早めの作成が必要かなと思っております。

次をお願いいたします。任意後見契約に関わる場合に注意していることでございます。先ほど事務局のほうからございましたが、契約そのものが非常に長くて複雑であると。したがって、1条ごと内容を細かくかみ砕いて説明することに心がけております。したがって、1件の公正証書の作成に1時間くらいは要してしまう。その説明の結果、若干これを直してほしいという依頼もございます。特に判断能力が低下した場合、これは発効の問題でございますが、任意後見監督人の選任の申立てをするようにということで、特に受任者に対しましては厳しくお話をさせていただいております。何度も何度もその辺の話はさせていただいております。

また、監督人の報酬の説明。これは要らぬトラブルがあるというお話は聞いておりますが、この報酬が発生するという説明もさせていただいております。したがって、今のところトラブルになったケースはないという状況です。

また、法人団体との任意後見契約で報酬が多少高いと感じるケースがございました。依頼人に対して「若干お高めですね」というお話を申し上げたところ、「本人は大変世話になっている団体なので、特に問題はございません」という回答を得ているところがございます。そのままやったケースがございました。

それ以外は、今まで自分が関わった契約では、親族に関しては無償が多い。司法書士等専門職の方は一般的な金額の範囲で収まった契約となっております。

ただ、心配されるのは、これはうわさ、都会等で問題があるという話は聞いておりますが、高額な報酬を目的とする団体が伊那地域の中に入ってきたときにどうしたらいいのか。公証人としてそれを拒否することもなかなかできない。十分な対応ができるかどうか、その辺が心配ではございます。

次をお願いいたします。任意後見契約の発効についてということで、発効件数が少ないということで、私、実際経験はございませんが、そういった話があるということはお伺いしております。私の役場ではこれに対して直接苦情を受けたり、事案を聞いたりしたことは今のところございません。また、一部ではございますが、専門職である司法書士さんから「先生、家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てをして任意後見を発効しましたよ」と御報告をいただける先生も中にはいらっしゃいます。それ以外、一般の方も含めて、どの程度発効しているかということについての把握はしてございません。

次をお願いいたします。任意後見の担い手ということでございます。任意後見の広報・啓発に取り組んでいると、私のところに「誰か受任者を世話してほしい」というお話を持ちかけられることもございます。親族がいない場合には適切な受任者がいないという問題もございますし、親族と仲が悪くて頼みづらいといったケースもございました。伊那の社会福祉協議会様、上伊那もそうでございますが、任意後見制度における受任者になってもらいたい、皆様が信頼してできる組織体としてお願いできないかというお話を申し上げてきたのですが、しかしながら、今、法定後見で手いっぱいございまして、体制等、任意後見まで受けられる状況にないという御説明をいただいていたのですが、現在、受任に移行する体制を検討いただいているということで、大変ありがたいと感じております。

また、県の社会福祉協議会がセミナー等で任意後見制度についての広報の機会をいただいて、県内の該当する方たちにオンラインで行うということをさせていただいて、大変ありがたく思っております。

次をお願いします。任意後見制度のさらなる利用促進に向けた方策ということでございます。任意後見制度を知らない人が本当に多いと講演等を通じて思っております。また、遺言者に対しても、老後の心配は大丈夫ですかというお声がけもさせていただいているのですけれども、制度を知らない方が多いと思います。

公証役場では、一人庁、公証人が一人ですべからく全部対応しなければならないという問題がございまして、広報・啓発に限界があるのではないかなと思っております。

また、法務省あるいは公証人連合会で資料を作成しておりますので、こういった資料を各団体でも御利用いただきまして広報活動をお願いできればと思っております。

また、地域の中核機関等と公証人が連携して、広報活動や中核機関の職員等に対する公証人からの研修等の充実も図っていく必要があるかと思っております。

時間が押して大変申し訳ございませんでした。最後に、さらなる任意後見制度の促進に向けできる限りの努力をしてまいりたいと考えております。本日はありがとうございます。

それから、1点忘れていたことがございまして、大変申し訳ございませんでした。質問がございましたが、その質問について御説明するのを忘れてしまいましたので、ちょっと戻っていただきたいと思っております。1年間に大体20件程度と先ほど御説明をさせていただきましたが、質問の中で、任意後見契約の公正証書作成の相談または依頼のために公証役場を訪れる人のうち、遺言書の作成とセットで相談または依頼に来る方の割合はどのぐらいでしょうかという御質問がございました。これについては、約7割の方が遺言書とセットで公正証書を作成している現状でございます。

2番目として、受任者が決まっていないため本人のみが相談に訪れる方はどの程度の割合でしょうかということですが、割合としての把握はなかなかできないのですが、年に2～3件ほど御相談にお見えになられます。

3番目として、以下、ア、イ、ウのどの程度の割合でしょうかということで、まず専門職と一緒に相談・依頼に来られる方は約1割程度と思っております。イとして、成年後見支援セ

センターの職員と一緒に、職員から紹介されて相談に来られる方はどのぐらいかというお話でございます。後見支援センター様が今、受任していないという状況もございますので、あまり例はないのですが、先ほど言った市民後見人の養成講座の講師をやっておりますが、そこで市民後見人になった方が自分の親の任意後見をしたいということで、公正証書を作成された例がございます。ウとして、専門職やセンター職員の紹介なしで、当事者のみで相談に来られる方のそれぞれの割合ということでございます。作成した件数でいきますと、大体9割の方がそういう状態だということでございます。この部分を落として誠に申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○上山主査 田畑さん、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。質疑応答の時間は5分を予定しており、画面にタイマーをセットいたします。また、できるだけ多くの方から御質問をいただけるように、質問と回答は簡潔にお願いいたします。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。青木委員、お願いいたします。

○青木委員 青木です。本日はありがとうございました。

先ほどのお話の中で専門職や支援センターなしで来られる方が9割ということですが、そういう中で、先生方の御相談だけで終わればいいのですが、より立ち入った、世帯、御本人の支援、全体の相談が必要だとか、あるいは法定後見のほうがふさわしいのではないかというケースもあると思いますが、そういう場合に、地域の中の相談機関を御紹介したり、あるいは地域の中の専門職団体が開いている窓口を御紹介したりということも連携としてあると思いますが、これは伊那に限らず全国の公証人役場を見渡していただいて、そういった連携というのは、役場の立場としては可能であるとお考えでしょうか。あるいはそのために全国的な取組としてやったほうがいいものがあれば教えていただければというのが1点でございます。

もう一点は、任意後見はなかなか発効しないという問題がかねてより言われておりますけれども、例えば御本人さんや受任者の方の同意を得て、中核機関等に今回任意後見契約をつくったよということを情報提供しておいていただいて、日頃その御様子を見ていただくというのは、御本人さんの同意に基づけば、公証人さんと中核機関で情報共有も可能であるとお考えになりますでしょうか。その辺りを教えていただければと思います。

○田畑参考人 どうもありがとうございます。

先ほど御質問がありました点につきまして、まずつなぐような仕組みという点でございますが、こういった受任機関等に関しましては、全国には様々な団体があると思われま。どの団体がどのような活動や体制となっているかということは、公証人で把握することが現実難しいという状況でございます。また、公証人がある特定の団体を紹介するということはなかなか難しいということも御理解を賜りたいと思います。

なお、私見ではございますが、ワンストップでできるような機関とか、そのような仕組みがあれば、利便性が図られ対応しやすくなるものと考えられます。例としましては、県の社会福祉協議会さんなどはガイドブックみたいなものを作成しております、その中に連絡先等が書いてあるものがございます。特定の団体を紹介できないということになれば、その中から相談者が選択的に提示をして連絡いただくということも考えられるのではないかと考えております。いずれにしても、これは全国的な問題、かつ重要な問題でございますので、日本公証人連合会への問題の提起等も行っていきたいと考えてございます。

そのほかに御質問いただきました御本人の同意を得た上でこの情報提供ができるかという問題でございます。御承知のとおり、公証人には守秘義務が課されているという問題もございますし、また、個人情報保護法との関係もございます。その点、なかなか難しい問題もございますし、制度上の問題もございますので、この点については今後検討していくことも必要でございましょうし、これもまた公証人連合会のほうには提案をしていきたいと考えてございます。

さらに、契約発効のためでございますけれども、御質問の中にありましたが、契約発効が確実に行われているかどうか等につきましても、これは公証人の立場でそれが果たしてできるか。公証人は契約をきちんとすることも職務でございます。そうした中で、私どものできる範疇におきましては、受任者あるいは委任者に対してきちんと発効させるようにと。法律違反にならないように、きちんとやってくださいということを口を酸っぱくして説明をさせていただいている状況でございます。これについての先生からの御心配もごもっともだと思います。したがって、これについても重要な問題でありますことから、制度上でもございますし、日本公証人連合会に問題の提起を今後ともさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、せっかくですので、星野委員まで質問を受けたいと思います。できるだけ手短にお願いいたします。

○星野委員 本日はどうもありがとうございました。

私のほうから確認と質問したいのは、年間20件ほどの契約をなさるということですが、任意後見のよさとして、依頼者のほうから気持ちが変わったときに解約ができるというところがあると思うのですが、解約になるようなケースは1年間でどのくらいあるのかということと、そのようなときというのは御本人の状況の変化が見込まれることもあり、発効しないということの問題とともに、見守り期間というか、契約が続いている間に状況が変化したところを確認されるようなときに、今の守秘義務の関係とも絡んでしまうのですが、中核機関とか福祉関係者につないでいくということがあったりするのかということをお聞きしたいと思いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○田畑参考人 実際に契約を解除するといったケースはございます。具体的なケースにつきましては、信頼関係が損なわれたといったケースでございます。もう一点は、受任者が年齢が近かったものですから、受任者自身が認知症になってしまったということで、一方的に契約の解除をするといったケースもございます。

ほかにはあまりケースとしてはございませんけれども、状況が変わったとか、そういうことで来られる方はあまりいらっしゃらないと思っております。これは信頼関係が第一でございますので、本年度も1件、信頼関係を喪失してしまったということから解除をするというケースはございました。

それから、先ほど御質問があったように、先生がおっしゃるように、即機関を紹介できるということがベターだと思います。しかしながら、これも制度上の問題がございまして、そういった機関がきちんと増えていただいて、それが国民の皆さんに御理解いただけるということであれば、私もよろしいかとは思っています。

以上でございます。

○上山主査 田畑さん、どうもありがとうございました。

○田畑参考人 ありがとうございます。

○上山主査 それでは、次の報告に移ります。日本金融ジェロントロジー協会、山田氏からお願いいたします。

○山田参考人 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました日本金融ジェロントロジー協会の山田と申します。

資料共有、大丈夫でしょうか。

当協会は、長寿高齢社会という社会課題に対しまして、関連する知識・情報を広く金融業界に普及させることで社会全体の利益に貢献していくことを目的に、2019年4月に慶應義塾大学、野村ホールディングス、三菱UFJ信託銀行の三者で設立された一般社団法人でございまして。本日はこのような場でお話しさせていただける機会を頂戴し、誠にありがとうございます。なお、プライベートなことで大変恐縮でございますけれども、私、個人的な活動として、知的障害のある方の余暇活動を支援するボランティア団体に15年ほど参加しております。本日の説明とは直接関係ございませんが、支援が必要な方への関わり合いということでは、ふだんもそのような活動を行っているところでございます。

本日のアジェンダです。日本金融ジェロントロジー協会設立の概要につきまして御説明した後、協会の具体的な取組として3つ、担い手の育成、協会ワーキング・グループの活動、福祉関係機関との連携強化の取組についてお話ししたいと思います。途中動画を1つ御覧いただきます。

まず、金融ジェロントロジーとは何かということですが、「金融」と「ジェロントロジー（老年学）」の合成語でございまして。この資料の左の下に小さな文字で記載してございますけれども、「長寿が経済活動や社会経済に与える影響を、医学や経済学、心理学などから多面的に研究する学問」とされています。こうした研究の進展とともに、私ども協会と

しては、高齢者の側に立ってアドバイスできる担い手づくりや、高齢者に向けた適切なルール、サービスの開発につながるのではないかと考えています。

金融ジェロントロジーにつきましては、昨年8月5日に公開されました金融審議会市場ワーキング・グループの報告書におきましても顧客本位の業務運営との関係性が言及されており、金融業界にとって必要かつ重要な研究領域であると考えています。

設立の目的・経緯は、先ほどお話ししたとおりですが、設立の趣意についてここで詳しく記載してございますので、後ほど御参照くださればと思います。

一番下に事業内容を4つ挙げてございます。金融ジェロントロジーに関する知識の啓発と普及、情報提供、書籍の発行、企業・団体等との情報共有、資格の提供というところでございます。

協会のフレームワークについて少しお話ししたいと思います。この図にございますとおり、私どもの協会は慶應義塾大学のファイナンシャル・ジェロントロジー研究センターへ研究委託し、その成果を会員として加入いただいた金融機関の皆様へ提供する流れというふうにしてございます。研究成果としては、金融機関の従業員向けの研修コンテンツ、テキストの執筆、資格の監修、会員向けの情報提供ということになります。

協会としては、慶應義塾大学の医学・経済学などの学術的な裏づけがあり、実務で生かせる研修や資格の提供を目指しています。

高齢顧客に適切なサービスを提供するには、今、申し上げた学術的な裏づけのある正しい知見と顧客本位の考え方が車の両輪であると考えています。この顧客本位の考え方、倫理観の浸透のために協会では倫理規程を作成し、協会員へ遵守を求めているほか、行動憲章の制定、倫理動画研修を提供するなどの取組を行ってございます。

現在、協会に加入いただいている金融機関の一覧になりますので、後ほど御参照くださればと思います。

協会の組織図の概要です。組織図の下のほうに研修委員会と倫理委員会というのがございます。この2つの委員会を設置して、研修コンテンツや倫理規程等の策定を行う体制を整備してございます。

担い手の育成への取組として、まず協会提供しております動画研修の概要について御説明したいと思います。私どもの協会では2019年10月から動画研修「エッセンシャル金融ジェロントロジー」の提供を23動画、約370分のコンテンツで会員の企業向けに提供を開始いたしました。研修の仕組みですけれども、慶應義塾大学のファイナンシャル・ジェロントロジー研究センターの先生方、ほかの専門家の先生方から、受講者が金融機関の従事者であるということを前提に御講義をいただき、それを動画に収録し、オンラインで提供する仕組みを取ってございます。この概要をここに記載しております。

簡単に申し上げますと、1から5の前半部分は社会科学の領域になります。加齢に伴い発生する資産管理面での課題。年金・医療、介護保険の仕組みやその内容、高齢者の生活状況、意思決定支援の仕組みとして成年後見制度や信託の解説が中心になります。

後半の6から11は、心理学あるいは医学の領域でございます。心理学では高齢者とよりよいコミュニケーションを取るために必要な知識や配慮すべき点、高齢者本人の立場に立ってアドバイスすることの重要性等について学ぶ内容となっております。医学の分野では、加齢に伴って起こる老化と病気の関係、認知症に関する基礎的な理解と幾つかの症例を含めた解説が行われます。それから、高齢者が資産管理を行うに当たっての意思決定能力について、医療同意をベースとした考え方について基本的な解説が入ります。

以上の内容で動画研修をスタートしましたがけれども、その後、動画研修のコンテンツの拡充を図ってございます。一つは倫理動画研修の提供です。協会では高齢者対応において高い倫理観を持つことが極めて重要であると考えています。高齢顧客で求められる倫理とは何かを主なテーマとした倫理動画研修を制作し、視聴することを会員の必須事項としています。

もう一つは体験型VR動画研修の提供です。この研修は、高齢顧客の認知判断能力の変化のサインを探す疑似体験を通じ、金融機関の担当者の「実際の顧客対応の際に気づく力」を向上させることを目的に制作したものです。体験型VR動画研修の制作の経緯や作り込みの工夫等については、次のページで御説明したいと思います。

当初スタートした動画研修ですけれども、これまで知ることができなかった高齢者の心理や加齢に伴う心身の変化等について学ぶことができたといったように、受講者から大変有益なコメントも頂戴している半面、講義形式のものが大半でありましたので、お客様対応の場面でどのように知識を生かしていくのか、より実践的に活用できるようになりたいといった声があったのも事実でございます。

そこで、この体験型動画研修の作成に着手したわけですが、制作に当たっては、金融機関の担当者が御高齢のお客様の自宅を初回は夏、3か月後の秋に二度訪問し、お客様とのやり取りや御自宅の様子から認知判断能力の変化のサインを探す設定とした上で、撮影に当たっては、慶應義塾大学医学部精神・神経科学教室の先生方の立ち会い、演技指導に加えて、訪問診療の先生からもアドバイスを頂戴しています。加えて、先生方に監修いただいた解説編動画というものも制作し、受講者の学びの定着を促進するなど丁寧な作り込みを行いました。受講者からは「まるで自分が実際に訪問しているように感じた」「このような知識を知っているのとそうでないとでは対応が異なってくる」などのコメントを頂戴しているところでございます。

今、申し上げたVR動画は、上の写真にございますとおり、紙製でできた簡易のヘッドマウントディスプレイを利用することでVRの体験ができるように対応しています。

それでは、ここでほんのさわりの部分ですが、この動画研修のダイジェスト版を御覧いただきたいと思います。

一旦私のほうは共有を停止いたしますので、事務局様、よろしく願いいたします。

(動画上映)

○山田参考人 どうもありがとうございました。こちらの共有に戻したいと思います。

今、御覧いただいたような内容ですけれども、認知判断能力の変化のサインですが、お客様とのやり取りや御自宅の様子の中に20を超えるサインをちりばめてございまして、それを受講者の方に探していただく流れでございます。認知機能低下の初期の微細な兆候を捉えるのは専門家であっても難しいと言われております。しかし、少しでもこうした変化に気づき、より丁寧な金融商品・サービスの提案につなげられるよう、受講者に学んでいただいております。

協会では、協会員がその社会的役割を果たすために具体的にどのような行動を実践すべきかについて、行動憲章というものを制定し、ウェブサイトにも公開しております。

今年度からは資格認定制度も開始いたしました。これは単に研修を受講し資格認定試験に合格することがゴールではございません。継続的に知識のブラッシュアップと倫理観の維持向上を図ることで、一定期間ごとに資格を更新する運営としてございます。

協会ワーキング・グループの活動についてお話ししたいと思います。協会では金融機関等における高齢者対応に係る課題の共有、課題解決に向けた検討を目的にワーキング・グループを設置し、必要に応じて専門家の先生方の御支援を受けながら、様々な課題の検討に取り組んでいます。直近では学習院大学法学部教授の山下先生、和田倉門法律事務所の弁護士の山本先生のアドバイスの下、次のページにございますが、昨年12月に記載のとおり「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方」を公開させていただいております。

この報告書の内容は、金融審議会市場ワーキング・グループ報告書に記載されております、「特に認知判断能力の低下した高齢顧客に対する対応を強化・改善していくことが求められている」との課題提起にも一部対応したものと考えています。

協会では、このワーキング・グループの活動の一環として、今後福祉関係機関と金融機関との連携強化をテーマに取り組んでいく予定です。福祉機関と金融機関の連携については、市場ワーキング報告書、全国銀行協会公表の考え方におきまして課題提起や提言、好事例の紹介等がなされています。

そこで、実際に市区町村の社会福祉関係機関等と意見交換などを行い、現場の課題を知ることで地域に求められる具体的な金融機関の役割を検討できるのではないかと考えました。そして、全国社会福祉協議会さんと連携いたしまして、協会のワーキング・グループと意見交換会を開始しようということになったわけでございます。まず、あした大阪の箕面市、福岡市の社会福祉協議会をお招きしまして、活動状況や金融機関との連携に関する御意見をいただいた上で、金融機関との意見交換を実施する予定です。その後も地域包括支援センター、日常生活自立支援事業についても同様の意見交換会を行う予定です。

これは事前質問でも頂戴してございまして、地域共生社会の実現、本人の権利擁護といった観点から希薄なように感じているという御指摘を頂戴しているのですけれども、私どもは、こうした社会福祉関係機関等との意見交換会を通じまして、御指摘のあった地域共生社会における金融機関の役割、また、本人の立場に立った権利擁護の観点での課題の把握など、

より広い視点から顧客課題を把握し、解決に向けた検討を行いたいと考えております。最後のこの取組はこれからということでございますが、本日御報告させていただきまして、私の説明を終了したいと思います。

御清聴、誠にありがとうございました。

○上山主査 山田さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は簡潔をお願いいたします。新井委員、どうぞ。

○新井委員 中央大学の新井です。今日は大変興味深い報告、ありがとうございました。

私たちは、成年後見法、成年後見利用促進法、基本計画の下で活動しております。つまり、任意後見、補助、保佐の普及・活用に意を用いているわけです。貴協会は本人が意思能力を喪失しても任意代理権は持続するという考え方を採用しています。この考え方を採用すると、任意代理権を用いて法定代理権さえも回避することができるように思われます。今日はこの点をはっきりおっしゃいませんでしたけれども、私は少なくともそう理解しております。利用促進法、基本計画の下においてもなお貴協会はこのような考え方を推し進めるのでしょうか。

もう一点ですが、自宅訪問において顧客の個人情報を入力して、よりよいサービスにつなげるという考え方は大変よろしいのですが、例えば預金を例にとると、顧客と銀行との関係は消費寄託だと思います。消費寄託という関係の中において、個人の情報をそれほど広範に入手するという事は果たして可能なのでしょうか。その2点についてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山田参考人 御質問ありがとうございました。お答えになっていないかもしれませんが、私どもの報告書の中で記載させていただいたのは、任意代理を届け出た場合に、その代理権は御本人が認知判断能力を喪失した後も継続すると民法上、位置づけられていますということでしたので、そのことを報告書の中では一応挙げておまして、そういった選択肢というものが考えられるということを取りまとめてございます。

ちょっと話が長くなりますが、私どもの報告書も、任意代理を一方的に勧めているわけではございませんで、任意後見制度における移行型と書いていますけれども、認知判断能力があるうちは任意代理人として行動して、本人が認知判断能力が低下した後は任意後見制度に移行する制度が、不正防止の観点から最も効果的だというふうにまとめてございます。

また、任意代理では、本人の認知判断能力低下後は、任意代理人を監督する人がいないということ。それから任意代理人による権限濫用のリスクについて、顧客本人に十分説明する必要があるとまとめています。

言い換えますと、任意代理は、本人自らの意思で信頼できる代理人を選べて、本人が認知判断能力低下・喪失しても、その代理人は自分のために必要な対応をしてくれるということですので、実用的で利便性の高い制度だとも思うのですけれども、任意後見制度のよ

うに代理人を監督する人がいないということですので、そのリスクをいかに本人によく分かってもらう必要があるかということが重要であると報告書でも述べてございます。

ただ、それでもなお手続的負担等から任意後見を望まないお客様もいるのであれば、ほかの選択肢を考えて顧客に提示するのも現実的な対応ではないかというふうな取りまとめをしているところであります。

また、協会の報告書では、成年後見任意後見人が就任した場合には、この任意代理権を失効させることが考えられるという御提案をしてございます。

前半のところは御回答になったかどうかと思いますが、協会の報告書をベースに関係するところを御説明させていただきました。

後段の個人情報のところでございますが、私は個人情報の法律にそれほど詳しいわけはありませんが、一般的に金融機関の従事者がお客様の状況を確認して、適合性の判断等を考える上でそれを頭の中に入れていくというのは、通常あり得ることではないかと思えます。情報の管理としては、これは個社の管理になりますので、それが機微情報に当たるのであれば機微情報ということで、法律等にのっとった管理がされていると承知しておりますけれども、お客様の様子をきちっと判断して、それを適切なサービスにつなげるという考え方自体は、それほど否定されるものではないのかなと現状では考えております。

何か不足な点がありましたら御指摘を頂戴できればと思います。

以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

ほかの委員の方、何か御質問ありますでしょうか。星野委員、お願いいたします。

○星野委員 ありがとうございます。私もまだ十分理解ができていないので、質問とせずれてしまったら申し訳ありません。

御本人が判断能力があるときに、御親族に自分の代わりに財産をこのように使ってほしいということを指示するというのでやられるという話だったと思うのですが、もし御本人が判断能力が不十分になってきてしまったときに、そのやり方が本当に本人のためになっているのかというのをチェックするような仕組みがあるのでしょうか。または使える財産の範囲であるとか、そういうものは何かあるのでしょうか。そのことについて教えていただければと思います。

○山田参考人 御質問どうもありがとうございました。

私どもの報告書の中では、この代理権の範囲は、本来は代理人を選定する御本人が決めることだと説明してございますけれども、ただ、私どもの報告書自体は、もともとは認知判断能力を喪失して、金融商品とかを御本人の意思で解約できないときにどうしたらいいかというところから議論が出発しておりますので、私どもの報告の中では、まずは金融商品の売却のみという形で取りまとめさせていただきます。その上で、協会報告書におきましても記載しておりますが、どうしても本人のための費用の支払いという趣旨を逸脱する可能性はあると考えておりますので、金融機関等としても任意代理人によるそうした不正を

防止する観点から、一定金額以上の金額の売却であるとか、あるいは一定回数以上の売却の場合に、任意代理人に対して、売却後の金銭の資金用途を確認し、場合によっては資金用途に関するエビデンスの提出を求めるなどの対応を行うことが考えられるという取りまとめをさせていただきます。

御回答は以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、時間の都合がありますので、質疑応答はこちらで終わりたいと思います。まだ積み残したものがございましたら、後ほどの意見交換の中で触れていただければと思います。

山田さん、どうもありがとうございました。

それでは、最後の報告に移ります。津幡町地域包括支援センター、山岸氏からお願いいたします。

○山岸参考人 津幡町地域包括支援センターの山岸と申します。本日はこのような機会を設けていただきましてありがとうございます。

それでは、津幡町地域包括支援センターの取組、地域包括ケアシステムについて説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

次をお願いします。津幡町は石川県のほぼ中央に位置し、古くから交通の要衝として発展してきた豊かな歴史と自然を有する町です。町の概要は御覧のとおりです。

石川県と比較しますと高齢化率が24.5%と低く、県内では比較的若い町となっております。

次をお願いします。津幡町は7つの地区に分かれています。津幡町全体の高齢化率は先ほどお伝えしたとおりですが、駅や商業施設が近い地域や、昔からの商店街がある地域、山手の地域と特徴が様々で、高齢化率も大きな差があるということが分かるかと思います。そのため、地区によって社会資源や近所付き合いの様子も様々となっております。

次をお願いします。津幡町の地域包括支援センターは、平成18年度に高齢者の相談窓口として開設しており、介護保険係とともに高齢者福祉に取り組んできました。平成29年度にはここに障害者施策、児童家庭支援の係が加わりまして、福祉課として地域包括支援センターの総合相談体制を強化しまして、高齢者だけではなく、障害者や児童の相談、虐待対応などを行う体制となっております。そして、今年の1月にも組織改編がありまして、児童は子ども家庭総合支援室のほうに移りました。現在新しい体制となったばかりですが、課は変わっても子供の分野を分断することなく、全世代型包括支援体制を目指して協働で事業展開をしているところになります。

次をお願いします。地域包括支援センターの職員数は、現在10名です。専門職で構成されており、職種の内訳は図のとおりとなっております。保健師の医療職と社会福祉士の福祉職がペアとなって地区担当制を取っています。先ほどお伝えしたように、地区によって大きく特徴が異なるため、地区に合った支援が必要ということも地区担当制を取っている

理由の一つになっています。また、各事業によっても担当を決めておまして、事業担当制も併用している形で活動し、それぞれの強みを生かしつつ、全ての業務をみんなで協力して行うという体制を取っています。

次をお願いします。こちらは津幡町地域包括ケアシステム構築を目指した体制図になっています。地域包括支援センター開設当初、施設の入居率が県内でも高く、認知症になったら施設へという地域の認識が高かったということから、認知症になっても住み慣れた自宅や地域で自分らしく生活していけるよう、地域で支えるネットワークづくりに力を入れてきました。事業所、専門職ネットワークづくりを進めてきています。

地域包括ケア推進協議会の中には各部会を位置づけておまして、令和元年度、新たに権利擁護の推進のために権利擁護部会を設置しております。これは成年後見制度利用促進における協議会を兼ねておまして、見えてきた地域課題はこの部会で話をするということになっております。この部会のメンバーは、司法の関係の方のほか、医師や医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャーや障害の相談支援専門員、グループホームの職員や社会福祉協議会の職員などになっております。

また、各事業所ネットワークや専門職ネットワークの連携を強化するための取組として、地域では地区くらし安心ネットワークの会議に参加したり、民生委員や区長、社会福祉協議会と一緒に交流会を行うなどしています。事業所の連絡会では定期的に情報交換や研修会の企画運営などを行っています。権利擁護幹事会は、地域の弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士と社会福祉協議会が参加し、成年後見制度や虐待防止などの勉強会を開催したり、町民向けの研修の企画のほか、中核機関の効果的な運用などについての検討を行ったりしています。また、医療・保健・福祉・権利擁護のネットワーク連絡会「まるっとつばた」においては、医療や介護、障害などの関係者が一緒に勉強会などを行っています。

次をお願いします。平成18年に開設してから一貫して変えていない相談の業務の流れです。高齢者や障害者、それ以外の方の相談も同じ流れで受けます。まず、地域包括支援センターに相談が入り、地区担当が対応します。翌朝のミーティングで必ず包括内全員で共有し、方針や方向性を確認します。地区担当が中心となって、時には業務担当者も協力をしながら、事業所や専門職ネットワーク、地域ネットワークを活用して課題を解決していくことを検討しています。

津幡町では資源をたくさんつくり、つながって、効果的に支援をできるということを目指し、一つ一つのニーズから、この地域には何が必要か、どんな資源が必要かを地域ケア会議などにつないで検討し、いろんな資源やネットワークをつくっています。

次をお願いします。先ほど説明した朝のミーティングでの検討の例になります。本人主体の支援をベースにしながら、互助、共助、公助となる地域や事業所、行政が共につくる地域包括ケアシステムの枠組みを念頭に入れて、どのような資源があるか、それぞれの資源ができることは何かということを考えるようにしています。

次をお願いします。1人の支援ネットワークを図にすると、このようなイメージです。

自助、互助、共助、公助、司法による支援なども一緒にチームとなり、御本人の生活を支えています。

次をお願いします。地域ケア個別会議の主な参加者は、御覧のとおりです。御本人の支援者として地域のボランティアの方や警察の方などに参加していただくということもあります。また、必要であれば、アドバイザーとして司法関係者や専門職の参加を依頼するということもあります。中核機関の運営するマッチングやチーム員との会議なども地域ケア個別会議として位置づけています。

次をお願いします。様々なネットワークを活用して個別課題を解決するということについてですが、先ほど説明したように、町には様々なネットワークがあります。個別支援から浮き彫りになった課題から地域の課題を発見し、様々なネットワークを活用して社会資源の発掘、改善につないでいく循環によって、地域包括ケアの実践が可能な仕組みができると考えています。

次をお願いします。これまで地域を基盤とした個別支援の流れを説明してきましたが、この流れを行っていくうちにいろいろなネットワークが生まれていきます。例えば権利擁護幹事会も、町長申立てによって選任された後見人さんから、後見人がついた後、本人の支援は誰と相談していけばいいのかという声から、後見業務の連携や権利擁護に関する相談についての検討会を行ってきたことがきっかけで始まっています。

町長申立てにより選任された後見人さんや日常生活自立支援事業の担当者、社会福祉協議会の貸付の相談担当者、町・消費生活相談の担当者、地域包括支援センター職員というメンバーが集まり、情報交換や事例検討を行うというように発展していています。

次をお願いします。ネットワークがつくられた中でも今までに一番大きかったのが地区くらし安心ネットワークです。現在は地区住民が主体となって、第2層生活支援コーディネーターが配置され、地域づくり活動を展開しているネットワークになります。小学校圏域に1か所あります。このネットワークをつくるきっかけになったのは独り暮らしのAさんの事例でした。Aさんは認知症があり、地域の方とのトラブルが絶えませんでした。民生委員から地域包括支援センターに相談があり、社会福祉協議会も一緒に関わる中で、この問題はAさんだけの問題ではないということで、地域ぐるみで取り組まなければならないと民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターが同じ思いになったときに始まっています。その後、この地区がきっかけで各地区へと展開し、全地区に広がっていきました。

次をお願いします。地域包括支援センターを開設し、地域ネットワークを構築することを視野に展開し、個別ケア会議を開催した結果、地域にネットワークがつくられました。地域包括ケアの実現に向け、地域で課題解決できる地域ネットワークを形成するため、地区の住民が認知症の理解を深める活動から始めました。次に、認知症の対応の訓練、搜索の訓練を行い、今後増え続ける認知症の人を支えるためにはどのような取組が必要かということを検討してきました。そして、その委員会での活動内容は、認知症に限らず、地区

住民の生活の安全を考えるようになり、現在では地区くらし安心ネットワーク委員会として活動をしています。

次をお願いします。地域の課題を考えると、Aさんの困り事のほか、地域のデータや状況、地域住民の暮らしの現状を知ることで見えてくると思います。その課題を地域の方と一緒に考えることで様々な資源の開発などにつながっています。

次をお願いします。これまで話してきた様々なネットワークを1人の生活に当てはめ、1人の生活を支えるネットワークをイメージすると、図のようになります。地域のサポートネットワークをはじめとした多くのネットワークでつながっているということが分かるかと思います。

次をお願いします。こちらの事例は、自助・互助を中心とした見守りの例です。山間部の集落の高齢者は、毎週移動販売の時間に合わせて決まった時間に集まります。ほかにも一緒に散歩をしたり、畑でお互い声をかけています。地域の世話役さんもその様子をさりげなく見守って見守り、このように地域ではお互いの地域の見守り、発見、つなぎの役割を自然と担っています。

次をお願いします。こちらは民間の業者から連絡がありまして地域包括支援センターにつながったケースです。電力会社から連絡があったことで本人に必要な支援につながりました。この電力会社は石川県全体の見守りネットワークの協力事業所となっています。ほかにも新聞の販売店やお弁当の宅配業者なども見守りの役割を担っています。

次をお願いします。こちらのケースは中核機関の会議として行った地域個別ケア会議になります。アドバイザーとして弁護士、社会福祉士の方に参加をしていただきました。御本人が望んでいないケースだったので成年後見制度にはつながりませんでした。御本人さんは欲しいとか行きたいと思うと衝動的な部分があるのですが、ある程度判断能力があり、本人の自己決定において生活を送っているという御本人の強みを生かして、地域や関係者の見守りの中で生活し、必要なときには支援者につながるができる関係を構築しています。このようなケースも多く、今後必要になれば制度を利用することを再度検討していくことになります。

次をお願いします。最後のケースです。こちらは保佐人を含めた本人を支えるチームとして何度も会議を繰り返してきた事例です。介護保険制度の関係者のほかに、地域の民生委員や交番の警察官の方にも参加してもらい、本人の具体的な支援について情報共有や検討をしています。このように地域の方と専門職がチームとなり、本人の支援について一緒に考えています。

次をお願いします。最後にまとめです。まず、御本人のことは御本人のこととして一緒に考える。支援を必要としている人のことを理解するという。また、地域課題を解決するのは地域住民であり、住民が主役であるということを忘れない。地域の方や専門職との顔の見える関係づくりを継続しながら、ネットワークを強化していく。また、地域も専門職も一緒になって「チーム」や「資源」をたくさんつくること。地域ケア会議の積み重

ねから資源開発、政策へとつながる視点を大切にすること意識しています。このように個別の支援、互助のつながりをつくる、地域支援を両輪で行っていくことをいつも意識して支援をしています。これからもこのような視点を大切に取組をしていきたいなと思っています。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○上山主査 山岸さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は簡潔をお願いいたします。いかがでしょうか。西川委員、お願いします。

○西川委員 司法書士の西川です。今日はありがとうございます。

今、事例の報告の中で電力会社から包括につながったという例を御紹介いただきましたが、これは県の協定の締結先ということで、そのほかに新聞販売店とか宅配お弁当の業者という事例も挙げられていました。こういったいろんな方が関わるとい形は、協定の締結という形を取るか取らないかにかかわらず、事実上関わっていただくことも非常に意味のあることだなと感じているのですが、現場でこういった企業、あるいはこういった業者に見守り機能をもっと期待したいなと感じているところがあれば、教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○山岸参考人 御質問ありがとうございます。

石川県のその協定においては、電力会社のほかにも金融機関ですとか保険会社、郵便配達、牛乳の販売やタクシー、農協など多岐にわたっていますので、今のところ新しくどこかと協定をするということは考えていないのですけれども、最近、特に新聞の販売店さんから御連絡をいただくことが多くありまして、新聞が数日間たまっているという連絡を受けるのですが、こういったタイミングでどこに連絡をすればいいとか、地域の民生委員さんはどんな方がいらっしゃるのかとか、あとは親族と連絡を取るような体制はどうしたらいいとか、そういったことをその販売店の方と一緒に確認したり、検討したりする機会を設けたいなと思っています。

○西川委員 ありがとうございます。

○上山主査 久保委員、お願いいたします。

○久保委員 御説明ありがとうございました。私どもは知的障害の団体の育成会と申します。

今、御説明いただいた中で、御近所の方とかたくさんの方が関わっておられる仕組みで、随分魅力的な地域だなと感じておりますけれども、その中で障害に関係されている方が関わっておられるかということと、それに関わってくださる方をどういうふうに把握しておられるのか。たくさんおられると思うので、その辺のところはどういう仕組みになっているのかお聞きしたいと思います。

○山岸参考人 御質問ありがとうございます。

津幡町の地域包括支援センターは、高齢者も障害者も同じように相談を受ける体制になっていますので、障害者の方の見守りというのも高齢者の方と同様にしておりますし、権利擁護の部会などにもケアマネジャーさんとか介護分野の方と障害の相談支援専門員さんなど、障害分野の方も入っていただいたりしておりますし、あとは、この体制図の中には出てこなかったのですけれども、自立支援協議会というところでくらし部会とかしごと部会、こども部会がありまして、そこで障害についての地域課題とかそういったところの検討を行っています。

また、障害の係も同じ福祉課にいますが、手続などで気になるような方がいらっしゃったときには、包括支援センターのほうにつなげたりという場合もあるかなと思っています。

以上です。

○上山主査 久保委員、もし追加でございましたら。

○久保委員 随分たくさんの方が関わっておられますので、郵便局とか新聞配達とか、こと連携が取れているというのは分かっておられるところもあると思いますが、周りの御近所の方も関わっておられる方がいるのかなという印象を受けたのですけれども、どなたがそれに関わっておられるのかということをお聞きしたいなと思ったのですけれども。

○山岸参考人 地域では近所の方たちの見守りはされているかなと思うのですが、民生委員さんとか区長さんとか、そういった方からお話を伺ったり、相談員さんと地域の方たちとつながったりということもこちらで支援をできればなと思っています。

以上です。

○久保委員 ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、時間ですので、質疑応答はここまでとさせていただきます。

次の議題に移りたいと思います。次の議題は「意見交換」になります。本日の「多様な主体の参画②<民間団体・企業等>」に関する有識者からの御報告や質疑応答の全体を通じて、委員の皆様から御発言をいただきたいと思います。時間の都合がありますので、お一人3分以内でお願いいたします。画面のほうに残りの持ち時間が分かるタイマーをセットしております。これを御確認いただきながら御発言をお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構です。いかがでしょうか。では、新井委員、お願いいたします。

○新井委員 今日3件の報告それぞれみんな有益で、大変ありがとうございました。

意見として以下のことを申し上げたいと思います。伊那公証役場については、任意後見制度の広報をされているということでしたが、もっと積極的に、法務省、法務局等とも連携して活発な広報・啓発活動をお願いいたします。諸外国の例を見ても、任意後見制度の成否は広報・啓発活動にかかっていると思います。田畑先生の一層の活躍を期待します。

金融ジェロントロジー協会については、成年後見法、利用促進法、基本計画の根底にある考え方をなお一層尊重していただくようお願いいたします。任意代理の活用に関しては、民法の文言のみに依拠するのではなく、例えばアメリカの金融機関ではこの分野では任意代理を活用しないという海外の知見なども参照していただければと思います。このことは我が国の文献でも既に紹介されていることです。

津幡町については、包括ケアシステムの取組を高く評価いたします。地域の特性に合った中核機関の構築を期待しています。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

では、永田委員、お願いいたします。

○永田委員 永田でございます。よろしくお願いいたします。大変恐縮なのですが、今日は公務の関係でちょっと早めに失礼することになりますので、先に意見を申し上げさせていただきますと思います。

まず、田畑先生からの公証役場の役割について、また、山田様の金融機関の取組について、私は今まで知らなかったことですので、勉強させていただきました。ありがとうございました。

私からは津幡町の取組について特にコメントをさせていただきたいと思います。まず、津幡町さんの特徴ですが、1つは地域担当制という非常にユニークな仕組みを取られているので、全世代型の包括的な支援体制がつけられているところ。また、入り口だけではなく、出口も包括的な対応をしているところが非常に特徴的だなと思っています。また、地域ケア会議を中心とした地域と協働した支援をずっと積み重ねてこられたというところに特徴があるのかなと思っています。

そういった意味から言うと、地域連携ネットワークについて参考になる点を3点ほど申し上げたいのですが、1つは、これはずっと繰り返になってしまうのですが、包括的な支援体制と一体的に展開をしていくということのメリット。2つ目は、今日のテーマとも関連する新たな支え合い、多様な参加という観点から申し上げると、制度ができてからネットワークをつくるのではなくて、一つ一つの課題から必要な人を集めてネットワークをつくっていくという順番です。ですから、参加した多様な皆さんが主体的にそこに参画してくださっているという点が非常に重要ではないかなということです。

最後に、今日のテーマと関連すると、後見や権利擁護も当然地域と協働して参加支援を目指すということも改めて確認をしたいなと思います。ある意味基本に忠実に地域包括ケアの仕組みをつくっていくとこういう形になって、自然と権利擁護の仕組みというものもそこに入って行くのだなということを感じさせていただいたので、そのことを皆さんと共有したいなと思っています。

以上になります。ありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

住田委員、お願いいたします。

○住田委員 ありがとうございます。

私からは2点意見及び感想を述べさせていただきたいと思います。1点目に、日本金融ジェロントロジーの御報告では、適切なサービスを提供するための研修体制の仕組みでは生命保険会社や運用会社なども参画されていることや、現場や窓口で対応されている方への動画による研修は大変意義のある取組だと思いました。さらに、福祉関係機関との連携強化の取組として、全社協と連携してワーキング・グループの設置による意見交換会のテーマでは、地域包括支援センターや日常生活自立支援事業などについて知っていただくことから始まると思いますが、このような機会は金融機関側から地域連携ネットワークへの積極的な参加への試みとして大変重要であり、また、心強く思いました。

成年後見制度運用の場面では金融機関との連携が欠かせません。例えば権利侵害によって本人の預金がキャッシュカードで引き出されており、急いで申立てや財産保全処分を家庭裁判所に行っても、次の年金支給日が直前に迫っていれば、審判には間に合いませんので、引き出されてしまう可能性があります。そのようなときに、日頃からの連携により権利侵害の実情などを把握し、場面に応じた柔軟な対応をもし行っていただけるとなると、本人の預金を守ることができるのではないかと期待します。

また、後見人がついた後に本人に説明しても、忘れてしまって銀行に行かれ、預金の引き出しや通帳の再発行などをしつこく迫られて窓口が困るという場面で、今度は後見人に対して文句を言う先ができたばかりに、「銀行から今すぐ何とかして」と後見人に対して苦情が入ることがあります。本人の行動の責任を後見人だけに押しつけるのではなく、金融機関の対応も含めた関係機関のネットワークで本人の気持ちを収めていただけるようなアプローチを繰り返しながら、本人の豊かな地域生活の支援について共有していただけたらと思います。

最後に、津幡町の地域包括ケアの取組では、個別支援の課題の抽出から互助のつながりの自発的な支え合いに見守りネットワークも加わって、日常の見守りが有機的に機能していると思いました。成年後見制度などの権利擁護の支援が必要になっても、地域の互助のつながりの中で、被後見人等の本人自身にもサポートする役割がある。先ほど永田先生がおっしゃった参加支援のところだと思いますが、とても重要だと思います。現場で被後見人の方々と接していると、自分のことは自分でしたいという思いとともに、誰かの役に立ちたいとか、社会の一員でありたいという思いを強く感じます。

例えば高齢になって車の運転を諦めて、シルバーの活動からも遠ざかって、何かできることはないかと探しておられることを課題として取り上げたところ、民間の事業者がお墓の掃除の仕事をつくり働く機会を得て、とても喜んで参加されている方もいます。ふだんは地域での緩やかな互助のつながりの中で、必要な社会資源や政策が不足なく整備されるよう、ネットワークの広がりや構築の重要性を改めて感じました。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。できる限り委員全員から御発言をいただきたいと思います。星野委員、お願いいたします。

○星野委員 本日は御報告、本当にありがとうございます。

感想めいた意見になりますが、3点申し上げたいと思います。まず、公証人の田畑様のお話では、公証役場の方が地域の福祉関係機関と場所が一緒になるというお話もあって、それは非常に大きなメリットなのではないかと感じました。よりニーズキャッチにつながっていくといいなと思ってお聞きしました。

津幡町の取組は、社会福祉士としてもよく聞かせていただけるお話なのですが、本当に時間をかけて個別支援から地域づくりへつなげていく実践というところで、資源やチームをたくさんつくっていく。これは選択肢を増やしていくということにもつながる非常に重要な取組というふうに改めて感じました。

山田様、日本金融ジェロントロジー協会の取組は、福祉関係者としてはなかなか理解が難しい部分も若干ありながらも、立場の違い、よりどころの違いというのをお互いに理解し合いながら、そこがどううまく連携していくのかということにこれからしっかりと取り組んでいくということが、御本人を中心として選択肢を広げていくことにもつながっていき、そのところをより理解を深めていけるようなことが今後できていけばいいなと感じました。

今回のワーキングの趣旨からは外れてしまう発言かもしれませんが、せっかく今回このような様々な分野の報告を聞かせていただきましたし、委員の方もいらっしゃるので、1点だけ意見を申し上げたいと思います。ニュースで報道されているコロナ対策の生活困窮の支援給付金の話が今、出ていて、この辺りについて、後見人を受けている専門職団体の立場として、昨年の特別定額給付金のときも同じことが起こったのですけれども、こういういろんな取組を進めていくとともに、現実にも今、起こっている課題として、このような給付金の申請について昨年非常に混乱をしたというところが、世帯の中で後見人が選任されている場合であっても世帯主のところに申請の書類が行くということで、被後見人等御本人にとってうまくいかないことが多々ありました。ここで言う発言ではないのかもしれませんが、こういう機会なので、今、似たような制度がつけられようとしている中では、そういったところの取組、世帯の中でも後見人が選任されている場合は、手続的なところで支障が出ないような形でやっていただきたいとちょっと思いましたので、お時間の中で発言させていただきました。

すみません。失礼いたしました。以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

では、西川委員、お願いいたします。

○西川委員 多様な主体の参画という観点から今日の御報告をお聞きしまして、まず1点感想です。伊那公証役場の御報告で遺言とセットでの任意後見契約の相談が非常に多いと

いうことをお聞きしました。そうしますと、今、法務局で自筆証書遺言の保管の取り扱いを始めましたので、そういったところも広報をすべきところなのかなと思います。もちろん、公証役場のほうが遺言取扱数は多いと思いますので、こういった取組を全国の公証役場で広めていただくということも大切だと思います。

日本金融ジェロントロジー協会さんの取組ですけれども、まさにこれは多様な主体の参画という観点から非常に参考になるし、私どもも成年後見の実務をやっている、金融機関との連携や金融機関の制度理解が十分でないと思われることが現状ではネックになっているところがありますので、ここの風通しがよくなるということは必要なのかなと感じております。

ただ、その際、私どもも現場で感じていることは、立場が違くと物の見え方が違っているというところはどうしてもあるのかなということです。金融ジェロントロジーには学ばせていただくことが非常に多いのですが、先ほどの話でも利便性とリスクの衡量ということがありましたが、私どもは利便性とリスクだけでなく、法的な安定性とか別の観点からも考えてしまう。そういうように、いろんな見方がある。往々にして金融の考え方は福祉の考え方と水と油になってしまっていて、交わらないということが今まであったような気がします。こういった学際的な取組が進んで相互理解が進むということが期待されるのかなと思っております。

例えば金融の取扱いについても、一方で法的な無効・有効という判断もありますけれども、他方でノーマライゼーション、どういったことが顧客本位ということになるのかという観点もあると思います。そういったときに、先ほどの星野さんの話に引きつけて言いますと、ノーマライゼーションという観点から世帯単位で物事を考えたほうがうまくいく場合もあれば、我々が成年後見の実務をやっていると、そうではない、世帯と切り離して本人の利益を守らなければいけない場合もある。金融機関の取引でも同じようなことがあると思います。そういった観点からいろんな見方があるということをお互いに前提に、お互い理解を深めていくということがまず第一歩なのかなと感じました。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、今回いろいろと新しい取組が示されたわけですが、その点について、当事者側の委員のほうから御感想等が続けていただきたいと思います。まず、お手が挙がります花侯委員からお願いいたします。

○花侯委員 ありがとうございます。

前半2つのお話については私には結構ハードルが高かったかなと思って、比較的用户者から距離のある機関のお話かなと思ったのですけれども、ただ、日本金融ジェロントロジー協会さんの発表に関しては、別のルートから「予約型代理人」サービスの導入についてという情報が入っていたり、あるいは全国地方銀行協会さんから「金融取引における認知症高齢者支援の手引」という冊子が出ていたりして、認知症の高齢者の方で、金融機関で

お金が引き出せなくなってしまうことで成年後見制度の利用につながるという方が結構多くいらっしゃると思いますので、この辺りの金融機関の昨今の取組についてはいろんな情報が入ってきております。その中の一つとして今日御発表いただいたものも含まれていたもので、今日は大変勉強させていただいたと思っています。

一番身近だったのは3つ目の津幡町の発表だったと思います。地域包括支援センターというのは、私たちにとって一番身近な相談窓口であり、存在であると思っていますし、今日のお話の中身は全部きれいに落ちてくるというところもございます。私の住んでいるさいたま市でも包括支援センターは4層構造になっていて、一番下のところに地域支援個別会議というのがあります。これがまさにケア個別会議というものとつながっているのかなと思います。

地域包括ケア推進の体制については、様々な職種の方たちが委員会とか幹事会、会議を通じて本当に顔の見える関係を築いておられる。これが地域連携ネットワークの一番の基礎ではないかなと思っています。大変きめ細やかな支援が可能になっているし、見守りネットワークのシステムというのもあちこちで導入されているものですし、そういうところに企業さんがいっぱい登録をしてくださっているというのも実際の事例としてたくさんあると思います。ただ、それが本当によく機能しているなというのも今日改めて感じた次第です。

この包括さんのシステムが基礎になって、地域連携ネットワークの基礎というのはここにあるのだよというような認識を持ってもらうのと、あと、金融機関さんとか公証役場さんでも認知症や認知症の人に対する対応について、大変関心を持っていただき始めた、いただけているというところを感じ取れたのは大変ありがたいなと思いました。

以上になります。

○上山主査 ありがとうございます。

では、久保委員、お願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。

私のほうも最初の2つは少しハードルが高いなと思ってお聞きしたのですけれども、そうはいいまして、遺言とのセットの後見というのは、高齢の親のために有効なことではあるのかなということも考えておりました、親のため、親が子供に資産をどう残していくかとか、誰に託していくかということも含めて有効で、お勉強していきたいなと思っています。ありがとうございました。

金融ジェロントロジーさんのほうですが、障害のある人たちも後見人との意思の疎通がうまくいなくて、お金の問題でもめるということが結構ありまして、銀行でどうのこうのというやり取りをするという方もおられますので、そういう意味では、銀行とかがこういうことに興味を持って関わっていただくことはありがたいなと思っていますけれども、障害者の理解についても研修みたいなものをぜひしていただけるとありがたいなと思っています。

津幡町の包括支援センターのほうは、各地にこういうものができて、みんなが地域で見守りながら暮らしていけたらいいなという印象を持っております。

ありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

できれば櫻田委員からも御発言をお願いできますでしょうか。

○櫻田委員 櫻田でございます。

御報告いただいた方々、ありがとうございました。本当に感想めいたことになってしまうのですが、個別にコメントをさせていただけたらと思います。伊那の公証役場の方の御報告の中にありました広報とか啓発の取組に関してですが、障害福祉分野の中でもこのような取組ができるようになるといいかなと思いました。私は精神障害者の立場ではありませんが、こういう形での広報・啓発というのは私がいる地域でもないものですので、ぜひこの取組を私たちの地域でもできるようにやっていけたらいいかなと思いました。

日本金融ジェロントロジー協会さんの取組に関しては、私自身も初めて知ったことですので、すごく勉強させていただきました。ありがとうございました。

津幡町の地域包括支援センターの取組に関してですが、皆さんおっしゃっているとおり、このような取組が全国的に広がっていくと、すごくありがたいかなと思っています。精神障害を持っている方たちも地域で暮らしていますし、あとは御近所の方とかが気にして声をかけてくださったりということは、私が勤めているクリニックのところでもすごく多いので、そういう横のつながり、地域とのつながりも大事にしながら、なおかつ地域の中で活用できる。うちだと、近くにあるコンビニの店長さんがすごく声をかけてくださったり、そういうものも活用したりしているのですけれども、そういうものを使いながら地域の中でつながりをつくって、こういう取組ができるようになっていくと、私自身も安心ですし、すごくありがたいなと思いました。

感想になりましたが、以上になります。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、中村委員、青木委員の順に御発言をお願いいたします。

○中村委員 社会福祉協議会の中村でございます。今日はどうもありがとうございました。大変勉強になりました。

伊那の公証役場の田畑さんについては、北海道においてもいろんな形で地域連携ネットワークや、その他のいろんな地域の支え合いの取り組みにおいて組織としての連携とかというのはつくっているのですが、公証役場については、どちらかといううちのほうから相談をする、つなげるというパターンが多くて、今日の話の中で公証役場のほうからつながるとお伺いをして、相互のそういう連携がより図られていったらいいなと思いました。

特に北海道においては地域も広いということもございますので、公証役場についてもなかなか身近と言えない状況です。どういう仕組みをつくっていただけるのか、全国的な組織としてその辺を御検討いただければ、過疎とか僻地、離島のところについての対応もし

ていただけるかなと思いましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

日本金融ジェロントロジー協会さんにつきましては、どちらかというところでも社会福祉協議会のほうから日常生活自立支援事業を含めて金融機関との連携・相談ということを進めて、全社協のほうでもワーキングをつくり進めているというところはあるのですが、各都道府県ではその実態を理解、しっくりきていなかったというのもあって、今回お話を聞いて、あ、こういう取組なのだということですが、日常生活自立支援事業を進めていく中でも金融機関との連携とか、その辺の調整は大変難しいところが多くなってきておりますので、その辺を含めて今後いろんな情報提供をいただければありがたいと思いますので、この後の全社協とのワーキングでもまたよろしくお願いいたします。

津幡町さんにつきましては、大変ベーシックな地域包括ケアシステムをつくられており、特に地区担当制は、社協で小地域ネットワークをつくっていくとき地区担当制の仕組みにもかなり似ているのですが、こういうのを特徴としながら、高齢、障害、児童に関係なくみんなで包括的に受けられる仕組みというのは大変参考になりました。

特に最後のほうで御発言いただきました「必要になったら、つなげられる仕組みをつくっている」というところがポイントで、そのために個別支援と互助、共助、この仕組みをつくってきているというのは、大変参考になりました。今後ともよろしくお願いいたします。

最後に1つです。石川県全体での見守りネットワーク、その協定を結ばれているということは、県として各機関、そういう企業さんと協定を結ばれている。それが自治体単位の仕組みの中にもしっかりつながって生かされているのだというのは、大変参考になりました。多分これは今後の地域連携ネットワークを進める上でも都道府県の役割というところで大きなヒントになると聞かせていただきました。大変ありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

では、青木委員、よろしくお願いいたします。

○青木委員 今日はありがとうございました。

公証役場からの御報告につきましては、この利用促進の取組の中で裁判所がこれまでの地域の福祉機関とつながるようになり始めて、アウトリーチも出始めたということがありましたけれども、公証役場もこのように御自身の地域のニーズに応じてアウトリーチを始めているという例を示していただきまして、知らなかったのですが、大変感銘を受けました。任意後見の入り口の部分を公証役場が主につかさどっていただけるわけですが、残念ながらそういう方々が身近にはおられません。そういう方々が地域に出ていただくことで身近に感じていただくと、例えば地域の中でも、独り暮らしなので、今後もし認知症になったら市長申立て、区長申立て、町長申立てしかないなという方、早めに任意後見でどうかということを考えている地域の皆さんもたくさんおる中で、そういった接点ができることによって連携が強まるのではないかと思います。

加えまして、出口であるところの裁判所ないしは任意後見監督人をする弁護士や司法書

士との出口と入り口がしっかりつながっていただくことによって、どういうニーズがあって、どういう入り口をつくると出口に効果的か、そういった実態に基づく制度の運用の改善、あるいは制度自体の改善も含めて、情報の共有の点も含めたことがより一層明らかになってくると思いますので、そういった連携もこれからより一層深められるのではないかと期待をしております。ありがとうございました。

津幡町の御報告につきましては、地域包括センターの個別課題から地域課題へということを描いて展開されておったということで、非常に具体的に分かって、ふだん言われていることがこのように地域の中で、民間も含めて実現していくということがよく分かりました。見守りネットワークの実効的な取組というのもこのように行われていることが分かりまして、大変勉強になりました。

その中で、事例として1から4まで御報告されておりましたけれども、ここで分かりやすいのは、成年後見のような制度につなげるのがゴールではなくて、地域で支えるというのは本当に多面的、多様なやり方があるのであって、そういった多面的、多様なやり方を地域の中でつくっていくことこそが地域連携ネットワークの在り方かなということを改めて実感しました。

ジェロントロジー協会さんの御報告につきましては、私は金融機関が非常に大きな役割を担っていると思っておりまして、今回の御報告の中で一番関心・興味を持ちましたのは行動憲章として御報告されたものです。ここには認知症があっても、障害があっても、1人の顧客として最後までしっかりと活躍していただく、ちゃんと対等なものとして扱っていくということが触れられています。これは今度成立すると思われまます障害者差別解消法における合理的配慮や意思決定支援の取組にも共通する発想だと思います。そういった意味では、金融機関が今後こういった合理的配慮などをしっかりと果たしていく中で、障害のある人や高齢の方に対して、しっかりと御本人としてつながっていくと。そのためにどういう金融機関の研修や質的な向上が必要かということが基本になっていくのかなと思って、この取組が偶々の金融機関に浸透することを本当に期待したいと思っていますし、そのための地域との連携というのも大変期待をしているところです。ぜひその取組を中心に進めていただけて、その上で家族による代行・代理ということも検討するというふうなウエートを置いていただけるとありがたいかなと思っています。

以上が感想でした。

最後に1点、星野さんも申し上げておりましたけれども、私たち日弁連も特別給付金のときの世帯単位の支給に大変苦労し、問題だったと感じておりましたので、1月に意見書を出しております。その中で後見人についてもしっかりと個別給付の手だてを最初から取るようにということをお願いしておりますので、今回の新しい給付金が前回と同じようなことにならないことを検討していただきたいと強く思っております。

以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、最後に水島委員、お願いいたします。

○水島委員 私も感想めいた形になりますが、それぞれの報告者の皆様に向けてのお話をさせていただきます。

まず、伊那公証役場の御報告ということで、注目されるのは、社会福祉協議会とのコラボレーションによって相乗効果が発揮できた例としても非常に重要ではないかなと思います。広報についての御苦労は本当にそのとおりにかなと思うところで、その際に福祉関係あるいは行政、様々なところとのコラボレーションにおける広報が重要ではないかと思えますし、やはり広報というものはターゲットの設定というところも非常に重要であって、例えば分かりやすさというのは、それぞれの当事者の方々にとっては異なるわけであって、それぞれの皆さんにとってより分かりやすいようなものを例えば福祉関係の皆さんと一緒につくっていくということも、それぞれの地域の公証役場の皆様にもぜひお願いできればなと思っております。

日本金融ジェロントロジー協会さんは、非常にいろんな気づきを得ました。ありがとうございました。今回私が注目いたしましたのは担い手の育成ということで、金融機関担当者の気づき力の向上ということで、映像を見ながら気づいていくということが重要だということには疑いの余地がありません。さらに欲を言えばということですが、それを気づいた上で、その次の段階における例えば意思決定支援というものをどのように提供していくのかという点で、ここがついつい、例えばそれであればもう周りの人が決めたほうがいいのではないかとか、あるいは周囲の意向で御本人を説得して、御本人の意思をゆがめた形で決定をさせていくということにならないように、まずは十分な意思決定支援を尽くしていく。このようなときにどのような対応ができていくのかということも、こういった担い手の育成の場面において丁寧な意思決定支援の研修というものをぜひお願いしたいと思えます。

また、今回はジェロントロジーの領域なので、老年の方中心ということではありますが、やはり知的障害のある人などに分かりやすく伝える技術とか、あるいは御本人自身がお金について理解したり、活用していくといった講座というのも、それぞれの当事者の皆さん向けに学べる機会をつくっていくということも重要かなと感じております。

津幡町の取組ということで、こちらもある物、あるサービスからの支援ということではなく、課題自ら支援の可能性を検討していくという点。そしてそれに基づいているいろんな人たちがつながっていくという点が非常に重要かと思いました。

意思決定支援の観点では、課題にするだけではなく、御本人自身が何を心から望んでいるのか、そういった部分に着目をして、本人の意思決定の機会と人生のコントロールというものを高めていくということが重要だと思いますので、私もさらに欲を言えばということではありますが、ここまで様々なネットワークが築かれているわけですから、御本人の希望あるいは意思決定支援というものにさらに力を加えていただいて、これまで築いた様々な公的な、非公式的なネットワークなども活用し、御本人の意思決定、あるいはその

実現等に向けてみんなで一緒に取り組んでいける、そのような地域になっていくことが私としては本当に期待をしたいところでございます。

以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

では、予定の時間を過ぎましたので、意見交換の時間はここまでとさせていただきます。

前々回の第5回から3回にわたって地域連携ネットワークの拡充の視点から議論を進めてまいりました。具体的には新規アクターの開拓や、これを踏まえた新たな取組の可能性について検討してきたわけですが、私たちにとってまだなじみの薄い題材もありましたので、委員の皆様を受け止め方が分かれた部分があったかもしれません。しかし、振り返ってみれば、例えば現在はネットワークの中心的なアクターである法律専門家も地域福祉の考え方に必ずしも当初から精通していたわけではないように思います。むしろ異なる視点を持つ当事者や福祉関係者らと連携していく中で、地域共生社会の確立に向けた自らの役割を培ってきたのではないかと思います。

そうであるならば、新たなアクターの参画や新しい取組については、地域連携ネットワークを単純に量的に拡張するだけではなく、その理念と役割を質的な意味でもさらに豊かなものとするチャンスとして、基本的には前向きに受け止めていくことが望ましいように感じました。もちろん、新しい取組については、一定のリスクや異なる価値のぶつかり合いから生じる課題などがあるかもしれません。この点については、まずは実際の連携を通じて、地域共生社会の確立という基本理念を多様なアクターが共有していくということが大切ではないかと思います。その上で、既存の仕組みの運用上の工夫や、あるいは必要な法整備などについて引き続き検討を進めていくべきでしょう。

このワーキング・グループで提示された課題については、残る2つのワーキング・グループと今後の専門家会議での議論へとバトンを受け渡したいと思います。

それでは、本日の議事はここまでといたします。

事務局から今後の予定等について御連絡をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

地域連携ネットワークワーキング・グループは、今回で終了になります。7回にわたって積極的に御議論、そして数多くの御登壇者のプレゼンテーションに心から感謝したいと考えております。

委員の皆様の見解に関しましては、事前に御連絡しておりましたとおり、上山主査から次回の専門家会議に報告いたします。

次回は、第1回成年後見制度の運用改善等ワーキング・グループの開催となります。「意思決定支援ガイドライン」をテーマとしまして、6月2日の午後2時から開催を予定しております。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに確認いただいた上で、ホームページに掲載いたします。よろしくお願いいたします。

○上山主査 それでは、本日の議論は以上とさせていただきます。ご多忙の中、7回に及ぶ短期集中での審議に御協力を賜りましたこと、最後に改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。